

雇用保険率に関する参考資料

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき
雇用保険率を変更する告示の制定について

1 趣旨

- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 12 条第 4 項及び第 6 項において、雇用保険率については、原則 17.5/1000（失業等給付に係る雇用保険率 14/1000、雇用保険二事業に係る雇用保険率 3.5/1000）とされているところ、平成 27 年度の雇用保険率について、弾力条項（※）の規定に基づき、平成 26 年度に引き続き、13.5/1000（失業等給付に係る雇用保険率 10/1000、雇用保険二事業に係る雇用保険率 3.5/1000）とするもの。

※ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 12 条第 5 項の規定に基づき、財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険率を大臣が変更できることとされている（弾力条項）

失業等給付に係る弾力条項の計算方法

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}}$$

10/1000 まで
雇用保険率の
引下げが可能

(参考)平成 25 年度決算額による計算 = 4.10

2 告示案の概要

- 平成 27 年度の雇用保険率については、平成 26 年度に引き続き 13.5/1000（※）（農林水産業及び清酒製造業については 15.5/1000、建設業については 16.5/1000）とする。

※ 失業等給付に係る雇用保険率（10/1000）と雇用保険二事業に係る雇用保険率（3.5/1000）を加えたもの

<平成 27 年度の雇用保険率>（平成 26 年度の雇用保険率と同じ）

	雇用保険率	失業等給付に係る保険率	雇用保険二事業に係る保険率		雇用保険二事業に係る保険率（事業主負担）
			（労働者負担）	（事業主負担）	
一般の事業	13.5/1000	10/1000	5/1000	5/1000	3.5/1000
農林水産・清酒製造業	15.5/1000	12/1000	6/1000	6/1000	3.5/1000
建設業	16.5/1000	12/1000	6/1000	6/1000	4.5/1000

3 適用日

平成 27 年 4 月 1 日

失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 予算	27年度 予算案
収 入	20,508	20,467	20,919	17,628	18,006	18,597	18,649
うち 保険料収入	12,790	17,858	18,658	15,570	16,057	16,813	17,002
うち 失業等給付に係る 国庫負担金	5,887	702	1,281	1,531	1,410	1,527	1,450
うち 就職支援法事業 に係る国庫負担金	—	—	167	5	247	124	65
支 出	22,481	18,221	17,946	17,460	16,642	20,048	19,351
(うち 失業等給付費)	(19,805)	(16,616)	(16,543)	(15,771)	(14,971)	(17,562)	(17,159)
(うち 就職支援法事業)	—	—	(110)	(551)	(467)	(537)	(315)
差 引 剰 余	▲ 1,973	2,246	2,973	168	1,364	▲ 1,451	▲ 703
積 立 金 残 高	53,870	55,746	58,719	59,257	60,621	59,169	58,467
(特例措置に基づく貸し出し額)	—	(370)	(370)	—	—	—	—

- (注) 1. 26・27年度の「支出」には、それぞれ予備費(26'予算:710億円、27'予算案:650億円)が計上されている。
 2. 「積立金残高」は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額(22'決算:370億円)が減額されているが、24年度決算処理において雇用安定事業費から返還。
 3. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険二事業関係収支状況

(単位:億円)

	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 予算	27年度 予算案
収入	5,022	5,925	6,200	5,894	5,986	6,172	6,174
支出	10,235	7,078	6,348	5,030	4,181	5,472	5,099
差引剰余 (積立金へ返還)	▲ 5,212	▲ 1,153	▲ 148	863 ▲ 370	1,805	699	1,074
安定資金残高	5,048	3,895	3,747	4,240	6,045	6,744	7,818

- (注) 1. 22年度の「収入」には、特例措置による積立金からの受入額(22':370億円)が含まれているが、24年度決算処理において、積立金へ返還。
 2. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
 3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険料率の弾力倍率の計算方法

失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}} \rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \\ (\rightarrow 10/1000 \text{まで}) \end{array}$$
$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}} \rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \\ (\rightarrow 18/1000 \text{まで}) \end{array}$$

※ 25年度決算額による計算 = 4.10

注：国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引下げ} \\ (\rightarrow 3/1000 \text{まで}) \end{array}$$

※ 25年度決算額による計算 = 1.25

雇用保険制度における弾力条項について（参照条文）

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第12条第5項及び第8項）

失業等給付に係る弾力条項

- 5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。

雇用保険二事業に係る弾力条項

- 8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

雇用保険料及び国庫負担の推移

	失業保険 (昭22) (昭24) (昭27) (昭34) (昭35) (昭45)	雇用保険 (昭50) (昭53) (昭54) (昭56) (昭57) (昭61) (昭63) (平4) (平5) (平10) (平13) (平14) (平17) (平19) (平21) (平22) (平23) (平24) (平26)
雇用保険料	$\frac{22}{1,000}$ $\frac{20}{1,000}$ $\frac{16}{1,000}$ → $\frac{14}{1,000}$ $\frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$ $\frac{13.5}{1,000}$ $\frac{14.5}{1,000}$ $\frac{14.0}{1,000}$ $\frac{14.5}{1,000}$ $\frac{14.0}{1,000}$ $\frac{14.5}{1,000}$ $\frac{12.5}{1,000}$ $\frac{11.5}{1,000}$ → $\frac{15.5}{1,000}$ $\frac{17.5}{1,000}$ $\frac{19.5}{1,000}$ $\frac{15.0}{1,000}$ $\frac{11.0}{1,000}$ $\frac{15.5}{1,000}$ → $\frac{13.5}{1,000}$ →
失業等給付保険料率 (労使折半)	$\frac{22}{1,000}$ $\frac{20}{1,000}$ $\frac{16}{1,000}$ → $\frac{14}{1,000}$ $\frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$ → $\frac{11}{1,000}$ (法改正) → $\frac{9}{1,000}$ $\frac{8}{1,000}$ (弾力) (法改正) → $\frac{12}{1,000}$ $\frac{14}{1,000}$ $\frac{16}{1,000}$ $\frac{12}{1,000}$ $\frac{8}{1,000}$ $\frac{12}{1,000}$ (法改正) (弾力) (法改正) (弾力) (注2) (注4) → $\frac{10}{1,000}$ (法改正・弾力)
二事業保険料率 (使用者負担)		$\frac{3.0}{1,000}$ $\frac{3.5}{1,000}$ (法改正) → $\frac{3.0}{1,000}$ $\frac{3.5}{1,000}$ $\frac{3.0}{1,000}$ $\frac{3.5}{1,000}$ (弾力) (弾力) (弾力) (弾力) → $\frac{3.0}{1,000}$ (弾力) → $\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)
国庫負担率 (基本手当)	$\frac{1}{3}$ → $\frac{1}{4}$	$\frac{22.5\%}{(1/4 \times 0.9)}$ $\frac{20.0\%}{(1/4 \times 0.8)}$ $\frac{14.0\%}{(20.0\% \times 0.7)}$ $\frac{1}{4}$ → $\frac{13.75\%}{(1/4 \times 0.55)}$ (注5)

(注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

(注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

(注3) 平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。

(注4) 平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。

(注5) 平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。

(注6) 平成23年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成24年度より14/1000に引き下げることにされた。また、国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止するものとする、とされた。

失業等給付に係る保険料率の推移

